

和泉市（平成 19 年 6 月 20 日から）

対象建築物	特定工程	後続工程
<p>木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造若しくはその他の構造又はこれらの構造が混合した構造の新築の工事を行う建築物で、次の（１）又は（２）のいずれかに該当するもの</p> <p>（１） 建築物の敷地が幅員 4m 未満の道路等に接するもの</p>	<p>◆基礎工事 左欄に規定する対象建築物のうち、（１）に掲げる建築物又は法第 6 条第 1 項第 2 号若しくは第 3 号に掲げる建築物（※ 1）については、棟毎に基礎（※ 2）の配筋工事</p>	<p>当該工程において配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事（以下「コンクリート打設工事」という。）</p>
<p>（２） （１）以外の建築物のうち一戸建ての住宅、兼用住宅、併用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用に供する建築物で、法第 6 条第 1 項に規定する確認若しくは法第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認又は法第 18 条第 2 項に規定する通知（以下単に「確認」という。）の申請部分の床面積が 50 m<sup>2</sup>を超えるもの</p>	<p>◆建方工事（※ 3） （１．木造） 屋根の小屋組の工事（当該工事完了時において構造耐力上主要な部分である軸組み等に関する工事が完了していない場合は、建方工事とし、構造耐力上主要な部分及び接合方法が目視できる工程に限る）</p>	<p>内装工事</p>
<p>（１） （１）及び（２）以外の用途に供する建築物で、当該建築物の確認の申請部分の床面積の合計が 300 m<sup>2</sup>を超えるもの又は地階を除く階数が 3 以上のもの</p>	<p>（２．鉄筋コンクリート造） 1 階柱又は壁と上部のはりとの接合部の配筋工事</p>	<p>1 階立上り部のコンクリート打設工事</p>
	<p>（３．鉄骨造） 建方工事（第 1 節（主として柱を基礎等に緊結する部分）の建方工事に限る。）</p>	<p>内装工事</p>
	<p>（４．鉄骨鉄筋コンクリート造） 1 階柱又は壁と上部のはりとの接合部の配筋工事</p>	<p>1 階立上り部のコンクリート打設工事</p>
	<p>（５．その他の構造） 建方工事</p>	<p>内装工事</p>
	<p>（６．（１）から（５）までの構造の区分のうち 2 以上の構造の区分にわたる構造） 該当する構造の区分に応じた特定工程のうち、最も早く施工する工事（主要構造部の一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工事）</p>	<p>（１）から（５）までの区分に応じて上欄に掲げる特定工程後の工程の工事</p>

- （※ 1） 法第 68 条の 20 第 1 項又は第 2 項の規定により法第 68 条の 11 第 1 項の認証に係る型式に適合するとみなされる建築物を除く
- （※ 2） 1 棟の基礎の工事を 2 以上の工区に区分して施工する場合は、最も早く施工する工区の基礎
- （※ 3） 2 以上の工区に区分して施工する場合は、最も早く施工する工区の工事に限る。ただし、法第 7 条の 3 第 1 項第 1 号の工程を含むものを除く

適用除外 法第 85 条の適用を受ける建築物又は市長が別に定める建築物